

独立行政法人空港周辺整備機構

平成22年度業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>（1）組織運営の効率化</p> <p>① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>（1）組織運営の効率化</p> <p>① 平成22年度においては、事業量を踏まえた組織・定員になるよう、大阪国際空港事業本部11名、福岡空港事業本部2名、計13名の定員削減を行うなど、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 独立行政法人以外での形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、平成22年度までに結論が出される予定であり、国及び関係自治体との間で進められることとなる協議及び調整に向けて、当機構としても国等への協力を行う。</p>	S	<p>事業量の推移、事業の進捗よく及び効率化等の見直しも踏まえて、大阪国際空港事業本部事業部調査役を廃止するとともに、総務部会計課2名、事業部調査役1名、事業部用地補償課3名、事業部固有事業課2名、事業部民家防音課3名の計11名、福岡空港事業本部において、事業第一課1名、事業第三課1名の計2名、両本部合わせて計13名の定員を削減し、組織・人員の縮減等運営の効率化を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p> <p>また、大阪国際空港事業本部においては、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会に参加する等の協力を行うとともに、業務の新会社への承継に向けたWGを立ち上げ、福岡空港事業本部においては今後の組織の在り方に向けたWGを立ち上げて検討しており、組織の在り方を見直しに向けた取組みを進めていたと認められる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>(2) 人材の活用</p> <p>人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。</p>	<p>(2) 人材の活用</p> <p>役職階層における年齢バランスの改善を図るために、平成22年度においても、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。</p>	A	<p>若く、専門的知見を有する者の派遣について国・府・県・市と調整を行い、年齢バランスの改善に努めたが、結果、改善することはできなかった。</p> <p>ただし、改善できなかった要因は、組織運営効率化を図るための人員削減によるもので、少人数で効率的な業務を推進するため専門的知見を有する者の人事を行った結果であるためやむを得ないものであり、着実な実施状況にあるものと認められる。</p>	
<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 代替地造成事業の廃止</p> <p>代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。</p> <p>なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。</p>				

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>② 事業費の抑制</p> <p>事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）</p>	<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 事業費の抑制</p> <p>事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。</p>	A	<p>年度計画の目標値（平成19年度比で15%以上の削減）を大きく上回る約54.4%に相当する額を削減しており着実な実施状況にあるものと認められる。</p> <p>ただし、削減は騒音対策対象区域の縮小等による事業量の減少の要因が大きい。</p>	
<p>③ 一般管理費の抑制</p> <p>一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）</p>	<p>② 一般管理費の抑制</p> <p>一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。</p> <p>また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%以上に相当する額を削減する。</p>	A	<p>年度計画の目標値（平成19年度比で9%以上の削減）を上回る約25.4%に相当する額を削減しており、着実な実施状況にある。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。</p> <p>① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、平成22年度において次の措置を実施する。</p> <p>① 連絡協議会の開催</p> <p>業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を事業本部別に年2回開催するほか、内容の充実等を検討し、今後の空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進を図る。</p>	A	<p>連絡協議会を、年度計画の目標値（年2回）どおり開催し、平成22年度事業実施状況、平成23年度計画等の説明を行うなど事業の円滑かつ効果的な推進に向けて、関係自治体と意思疎通を図っており、着実な実施状況にある。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。</p> <p>ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用したリーフレットの配布、周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	A	<p>ホームページについて、地域住民のための民家防音事業の新制度に関するページの充実を図るなど、積極的な情報提供を行っており、年度計画の目標値（年間3万回以上）を上回るアクセス数を確保している。</p> <p>また、空港で行われる「空の日」のイベントにおけるリーフレットの配布や、関係自治体広報誌に民家防音工事助成に係る情報を掲載するといった広報活動を実施しており、着実な実施状況にある。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施</p> <p>事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。</p> <p>① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施</p> <p>① 役職員の人事評価</p> <p>役職員の人事評価については、今後の国の取組状況を参考にしつつ、引き続き機構に適応した人事評価のあり方を検討する。</p>	A	<p>職員については既に職員の業績・勤務成績を給与に反映させた業務執行のインセンティブの向上が図られる制度となっており、また役員については役員賞与を期末手当と勤勉手当に区分し、勤勉手当に人事評価を反映させており、着実な実施状況にある。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	② 内部統制の向上 独立行政法人の内部統制に係る議論等を踏まえ、組織の特性や規模に合った内部統制の構築について、会計監査人等の指導を得つつ、引き続き検討を行う。	A	理事長のマネジメントを発揮できるように、既に役員と管理職による業務調整会議の開催、内部通報制度の導入、イントラネットへの規程類及び年度計画等の掲載、並びにリスクマネジメントのためのリスクの洗い出し等を行っており、平成22年度において、リスクマネジメントのために洗い出したリスクについての評価及びその評価結果の共有を図るとともに、内部統制に対する職員の意識向上を図ることを目的として、リスクマネジメントを主とした内部統制研修を実施したことは、内部統制の充実・強化に向けた積極的な取組として評価でき、着実な実施状況にある。	
③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	③ 国民の意見募集 当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。	A	ホームページに「機構へのご意見・ご提案」専用の窓口を新設したほか、業績評価に係る国民の意見募集について国と協力して適切に実施しており、着実な実施状況にある。	
④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。	④ 職員の資質の向上 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努める。	A	外部講師等による研修を計4回実施し、研修効果の測定を実施するとともに、外部の研修に積極的に職員を派遣し、専門知識の向上を図っており、着実な実施状況にある。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。	⑤ 内部評価委員会の開催 内部評価委員会を開催し、前年度の業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に反映させる。	A	内部評価委員会を計2回開催し、平成21年度事業実績に関する内部評価及び平成22年度上半期事業実績に関する内部評価を行うとともに、平成22年度事業及び平成23年度計画への評価結果の反映及び活用を図っており、着実な実施状況にある。	
⑥ 情報開示のあり方 機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。 イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。 ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。	⑥ 積極的な情報公開 機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について積極的に情報公開を行う。	A	平成21年度業務実績評価及び財務諸表等を、ホームページで速やかに公表しており、着実な実施状況にある。	
⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	⑦ 管理会計の活用 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	A	事業毎の収支管理を適切に実施し、また、随意契約等見直し計画の着実な実施や国の取扱いに準じた旅費事務の見直しなどにより、予算の効率的な執行に努めており、着実な実施状況にある。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	⑧ セグメント情報の開示 既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	A	事業毎の収支管理の区分に応じて適切にセグメント情報の開示を行っており、着実な実施状況にある。	
⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。	⑨ 事後評価の在り方 事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討する。	A	平成21年12月に退職した役員の退職手当について、評価委員会において決定された業績勘案率を反映しており、着実な実施状況にある。	
(3) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	(3) 随意契約の見直し ① 随意契約の見直しについては、機構が新たに策定する「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等の競争性のある契約についても、上記計画に基づく一者応札・一者応募となった契約の見直し結果に留意しつつ、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、契約の適正化及び業務運営の一層の効率化を図る。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	S	平成22年5月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。また、同計画に沿った取組を実施し、その取組状況について契約監視委員会に報告、点検を受けるとともにその結果を公表している。 監事及び会計監査人による監査においても入札・契約の適正な実施についてチェックを受け、特に指摘事項がない旨、理事長に報告がなされている。 そして、平成22年度においては、見直し計画に沿った取組を行った結果、競争性のない随意契約について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件が0件となるなど、優れた実施状況にある。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備</p> <p>平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>	<p>(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備</p> <p>国において平成20年度中に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果等を踏まえ、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>		<p>福岡空港については、今後も福岡空港周辺整備基本方針等を尊重して空港周辺環境対策を推進していくことが国等において確認された。また、大阪国際空港については、国が関西国際空港との一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を定め、新たに設立される新会社において空港周辺環境対策事業を行うものとされており、新たな周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組みは行わなかったことから、当該項目については評価しない。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>(5) 業務の確実な実施</p> <p>周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。</p> <p>① 再開発整備事業</p> <p>事業を推進するにあたっては、第2種区域に限定することとし、第1種区域(第2種区域を除く)での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。</p>	<p>(5) 業務の確実な実施</p> <p>① 再開発整備事業</p> <p>イ 第2種区域で行う事業については、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、今後の施設整備に向けて関係自治体等との調整を継続的に行う。</p> <p>ロ 第1種区域内(第2種区域を除く)で行っている事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図る。</p>	B	<p>第2種区域で行う事業については、関係自治体等と調整を図りつつ、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>しかし、大阪国際空港事業本部における第1種区域内(第2種区域を除く)の事業については1件を廃止しているものの、まだ4件が廃止されていない。</p>	
<p>② 民家防音工事補助事業</p> <p>イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。</p> <p>ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。</p> <p>ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。</p>	<p>② 民家防音工事補助事業</p> <p>事業費の更なる縮減と事務の効率化を図るため、空調機の更新工事について、申請者が自ら電気店等で機器を購入・設置(更新)し、その後に補助金を請求・受領するよう補助プロセスを見直し、申請者に対する補助金額を一定額とした制度を導入する。</p>	A	<p>事業費の縮減と事務の簡素化を図るため、申請者に対する補助金額を一定とした新制度による申請受付を平成22年5月に開始するとともに、大幅に変更となった補助プロセスの説明等の資料を機構ホームページに随時掲載し、関係各市町に対してその情報を提供する等の周知を図ったことは、着実な実施状況にある。</p>	<p>22年度は大阪の事業量が特に減少しているが、今後の推移については注視する必要がある。</p>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>③ 移転補償事業</p> <p>イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。</p> <p>ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。</p>	<p>③ 移転補償事業</p> <p>イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行する。</p> <p>ロ 大阪国際空港については、平成22年10月1日以降、見直し後の騒音対策区域内で事業を実施する。</p>	A	<p>事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行しており、着実な実施状況にある。</p>	
<p>④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。</p>	<p>④ 大阪国際空港周辺の緑地整備</p> <p>利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、約0.84haを買収し、事業対象区域内の用地取得の終了を目指す。また、買収済みの土地約1.87haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>なお、平成20年度に行われた大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえて、国及び地方公共団体において、都市計画区域における今後の対応を検討中であり、この結果が出た際には、機構においてその計画に沿った事業計画の変更・修正等を行う。</p>	B	<p>利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、約0.34haを買収した。</p> <p>買収済みの土地約1.87haに関する造成・植栽については、地元調整の難航等により一部を翌年度に繰越すこととなったが、事業の約90%以上進捗しており、概ね着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>事業完遂に向けて、スピード感を持って取り組まれない。</p>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。	⑤ 福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。	A	買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施しており、着実な実施状況にある。	
(6) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するため、地域の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。 イ 2.(1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。 ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。	(6) 空港と周辺地域の共生 地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地域の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を支援していく。 イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。 ロ 校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。	A	空港周辺環境対策の啓発活動として、大阪産業大学からの校外学習の受け入れ、空港ターミナル会社主催の地元小学校の施設見学における講義を実施しており、着実な実施状況にある。	
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり	A	予算、収支計画及び資金計画について適正な執行を図っており、着実な実施状況にある。 なお、繰越欠損金については、計画より1年早く平成20年度決算において解消済みである。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。			
5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし	5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし			
6. 剰余金の使途 固有事業に充てる。	6. 剰余金の使途 固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。		<p>平成22年度決算において発生する利益剰余金については、当期総利益の発生原因から目的積立金の承認申請をしない方針であり、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の見解を踏まえて適切に取り組んでいる。</p> <p>なお、利益処分については、独立行政法人通則法第29条の規定に基づき、財務諸表等に係る国土交通省独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、国土交通大臣による承認により確定するものであることから、当該項目に関する評価は行わない。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。</p> <p>さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。</p>	<p>7. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 給与水準</p> <p>給与水準については、国家公務員の水準に比して適切な給与水準となるよう、国の制度改正状況等を踏まえ必要な措置を講じる。</p> <p>また、その取組状況については、ホームページ等で公表する。</p>	A	<p>平成22年度においては、国における俸給表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ等を踏まえて同様の措置を講じており、また、平成21年度における取組状況をホームページに公表している。</p> <p>当機構の対国家公務員指数の平成22年度実績は106.6であり、平成21年度実績(106.6)と同水準であったが、平成19年度実績(109.1)から改善が図られており、着実な実施状況にある。</p>	
<p>② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。</p>	<p>② 定年退職者の補充</p> <p>定年退職者については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。</p>	A	<p>平成22年度においては、人員を削減したほか、定年退職者の補充は行わなかったことから、人件費総額の削減にもつながるなど、計画的な人員抑制を図っており、着実な実施状況にある。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 総合的な評定

### 業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：25項目）

（25項目）

S S	項目	
S	2項目	□
A	21項目	▬
B	2項目	□
C	項目	

### 総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 2項目を除き、いずれの項目も「A」以上である。
- ・ 特に「組織運営の効率化」は、組織の見直しや13名の定員削減等を実施したこと、及び「随意契約の見直し」については随意契約等見直し計画を着実に実施し、その結果として一者応札・応募が0件であったこと等から、優れた実施状況であると評価できる。
- ・ また、各事業についても着実な実施状況にあり、「民家防音工事補助事業」については事業費の縮減及び事務の効率化を図るための新制度を導入するとともに、その円滑な実施のため広報活動を着実に実施している。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 「再開発整備事業」、「大阪国際空港周辺の緑地整備」については、年度計画の数値目標に未到達であり、特に大阪の緑地整備は、完遂に向けてスピード感を持って取り組まれない。
- ・ 機構の業務は大きな転換点にあり、24年7月頃に予定されている大阪国際空港に係る業務の新会社への移管に向けての組織上の対応等について、移行過程も含めて円滑な業務の遂行・承継を図られたい

（その他）

- ・ 平成22年度において、平成21年度の評価結果の反映及び活用は概ねなされていると評価できる。

総合評定

（S S、S、A、B、Cの5段階）

A

（評定理由）

2項目を除き、いずれの項目も「A」以上であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応実績及びその評価

項目	実績	評価						
<p>○政府方針等</p> <p>① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況</p> <p>【当機構の該当項目】</p> <table border="1" data-bbox="114 579 786 775"> <tr> <td>講ずべき措置</td> <td>組織・人員の縮減等</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>22年度以降実施</td> </tr> <tr> <td>具体的内容</td> <td>周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。</td> </tr> </table>	講ずべき措置	組織・人員の縮減等	実施時期	22年度以降実施	具体的内容	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。	<p>①事業量の推移、事業の進ちょく及び効率化等の見直しも踏まえて、大阪国際空港事業本部事業部調査役を廃止するとともに、総務部会計課2名、事業部調査役1名、事業部用地補償課3名、事業部固有事業課2名、事業部民家防音課3名の計11名、福岡空港事業本部において、事業第一課1名、事業第三課1名の計2名、両本部合わせて計13名の定員を削減し、組織・人員の縮減等運営の効率化を図った。</p>	<p>年度計画どおり、事業量の推移、事業の進ちょく及び効率化等の見直しも踏まえて、大阪国際空港事業本部事業部調査役を廃止するとともに、総務部会計課2名、事業部調査役1名、事業部用地補償課3名、事業部固有事業課2名、事業部民家防音課3名の計11名、福岡空港事業本部において、事業第一課1名、事業第三課1名の計2名、両本部合わせて計13名の定員を削減し、組織・人員の縮減等運営の効率化を図っており、評価できる。</p>
講ずべき措置	組織・人員の縮減等							
実施時期	22年度以降実施							
具体的内容	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。							
<p>② ①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容</p>	<p>②該当なし</p>	<p style="text-align: center;">/</p>						
<p>③ 政独委から発出された勧告の方向性で22年度において(「22年度までに」を含む)取り組むこととされている事項についての取組状況</p> <p>【当機構の該当項目】</p> <p>【独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成19年12月21日)】</p> <p>&lt;抜粋&gt;</p> <p>第2 組織面の見直し</p> <p>平成20年度において、事業量を踏まえた組織・定員</p>	<p>③大阪国際空港事業本部に関して、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会に参加する等の協力を行い、業務の新会社への承継に向けたWGを立ち上げ、福岡空港事業本部においては、今後の組織の在り方に向けたWGを立ち上げて検討を行った。</p> <p>政府において、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案」が平成23年3月11日に閣議決定され、同法案において大阪</p>	<p>関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会に参加する等の協力を行い、大阪国際空港事業本部においては業務の新会社への承継に向けたWGを、福岡空港事業本部においては今後の組織の在り方に向けたWGを立ち上げて検討しており、組織の在り方の見直しに向けた取組みを進めていたと評価できる。</p>						

項 目	実 績	評 価
<p>となるよう所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>また、平成 20 年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、<u>独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成 22 年度までに結論を得るものとする。</u></p>	<p>国際空港事業本部の業務等については新関西国際空港株式会社に承継するものとされた。同法案については、平成 23 年 5 月 17 日に成立し、同月 25 日に公布されている。</p> <p>福岡空港事業本部に関しては、基本方針において、平成 23 年度以降「国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。」とされている。</p>	
<p><b>○財務状況</b></p> <p>① 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性（当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか）</p>	<p>①該当なし</p>	/
<p>② 運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係（業務運営に影響を及ぼしていないか等）</p>	<p>②該当なし</p>	/
<p><b>○保有資産の管理・運用等</b></p> <p>① 政独委からの平成 21 年度業務実績評価における指摘事項において指摘がなされた施設等について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組</p>	<p>①該当なし</p>	/

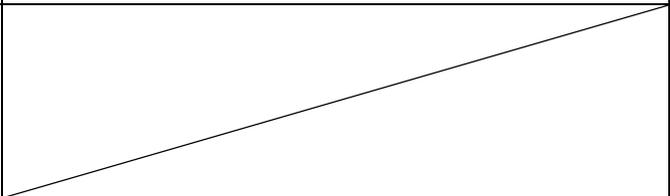
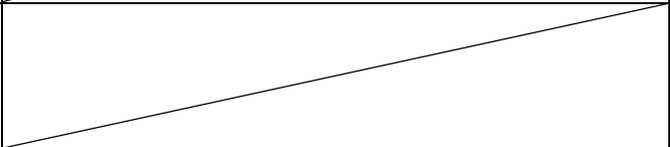
項 目	実 績	評 価
<p>② 実物資産（民間等から賃借する建物等を含む。）の管理・運用等の状況</p>	<p>②平成22年度においては、独立行政法人の資産全般に関する見直しや会計監査人の助言等を踏まえて、資産管理事務のより一層の適正化を目的として資産管理に関する内部規程の見直し（毎年度現物実査を行う、減損に係る判断基準の明確化、資産除去債務に関する内部処理規定の新設等）を行った。</p> <p>見直し後の内部規程に従い、すべての実物資産について現物実査を実施し、資産の現状把握を行った。</p> <p>これらのうち、システム・機器の保守業務等については、従来から外注による業務の効率化を図っており、また外注にあたっては一般競争入札によることにより競争性を高め、費用の削減を図っている。</p> <p>民間等から賃借する建物等のうち、大阪国際空港事業本部に係る事務室については、賃貸借契約の内容を検証し、賃貸人との契約条件の交渉の結果、平成22年4月から賃料の見直し（月額15万円減額）を行った。</p> <p>実物資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。</p>	<p>資産管理事務のより一層の適正化を目的とした内部規程の見直しを行うとともに、見直し後の内部規程に従い、すべての実物資産の現物実査を行うなど、実物資産の管理・運用が適切に行われていると評価できる。</p> <p>システム・機器の保守業務等を一般競争入札により外注し、業務の効率化を図っているものと評価できる。</p> <p>事務室の賃貸借契約について、賃貸人との交渉により賃料の減額を図り、経費の削減を図っていると評価できる。</p> <p>見直し後の内部規程に従い、実物資産に係る減損の判断を行っているが、機構の保有している建物は国有地上に設置しており、不要となった場合には撤去義務があるため、独立行政法人通則法に基づく国庫納付等を行うべき資産は認められない。</p>
<p>③ 金融資産（現金預金、有価証券等）の管理・運用等の状況</p>	<p>③金融資産として当機構が有している現金預金等は、日々の支払いのための運転資金や将来の支払いに備えるための所要資金として必要不可欠な資産である。</p> <p>資金のうち、資本金相当額及び年度途中における余裕金について、国債及び地方債等の安全性に配慮した金融商品により運用している。また、運用にあたっては、複</p>	<p>機構が保有する現金預金は、運転資金や将来の支払いに備えるための所要資金として必要なものであり、また策定した資金計画により管理されるとともに、年度途中の余裕金等については安全性に配慮した運用がなされており、資産規模、管理、運用等の状況は適切と評価できる。</p>

項 目	実 績	評 価
	<p>数の金融機関から利回り等を提示させ、最も有利な者に引き受けさせている。</p> <p>金融資産の管理・運用状況については、監事監査、会計監査人による監査を受けている。</p>	
④ 知的財産の管理・運用等の状況	④該当なし	/
<p>○人件費管理</p> <p>① 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>①平成22年度の給与水準の対国家公務員指数の実績は106.6で、平成21年度実績(106.6)と同水準であったが、前中期目標期間の最終年度である平成19年度実績(109.1)から着実に改善が図られてきている。</p>	<p>平成22年度の給与水準の対国家公務員指数の実績は106.6で、平成19年度実績から着実に改善が図られていることから、社会的な理解が得られるものと評価できる。</p>
<p>② 国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>	<p>②本省からの出向者が多いなどの理由により、国家公務員に比べて給与水準が高くなっているが、平成22年度においても、国における俸給表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引下げ等を踏まえ、同様の措置を講じている。</p>	<p>本省からの出向者が多いなどの理由により、国家公務員に比べて給与水準が高くなっているが、国における俸給表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引下げ等を踏まえ、同様の措置を講じており、給与水準適正化の取組みは評価できる。</p>
<p>③ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。</p>	<p>③国からの財政支出割合は12.4%(22年度予算)、累積欠損は0円(21年度決算)となっている。</p> <p>給与水準の適切性については、①、②のとおり。</p>	<p>① ②のとおり。</p>

項 目	実 績	評 価
④ 総人件費改革についての取組の状況（併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由）	④平成22年度の常勤役職員は68人で、基準年度（平成17年度）の95人と比べ、削減率は28.4%となっている。	平成22年度までに達成すべき5%の削減率を上回っており、順調に進んでいるものと評価できる。
⑤ 「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日総務省行政管理局長通知）の内容（i）法人の互助組織への支出の廃止、ii）食事補助の支出の廃止、iii）国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止）が守られているか。	⑤平成22年度において、国や他法人における支出状況を踏まえ、出産祝金及び就学祝金を廃止するなど、福利厚生制度の見直しを行った。 なお、互助組織及び食事補助の支出については該当なし。	国や他法人における支出状況を踏まえた福利厚生制度の見直しが行われており、適切であると評価できる。
○契約 ① 随意契約等見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標（件数）の達成状況	①見直し計画において競争性のない随意契約によることがやむを得ないとされた件数（目標8件）に対して、平成22年度における競争性のない随意契約は5件であり、見直し計画の目標を達成している。	平成22年度において競争性のない随意契約であったのは、財務諸表官報公告、事務室借上に係る空調料等負担金、共益費、電気代、清掃費の5件であり、随意契約によることが真にやむを得ないものに限られており、見直し計画の目標を達成していると評価できる。
② 随意契約による契約において再委託割合（金額）が50%以上の案件がないか。	②該当なし	/
③ 一者応札・一者応募の割合（件数）が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	③一者応札・一者応募の割合（件数）は0%（0件）であり、前年度実績（6%（2件））より減少している。	一者応札・一者応募の割合（件数）が0%（0件）となったことは、見直し計画に基づく取組による優れた成果と評価できる。

項 目	実 績	評 価
④ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。	④契約に係る規程類については、既に競争性を確保し、随意契約によることが真にやむを得ないものに限られるように見直しを行っており、また入札及び契約事項審査会による審査を行うなど適正な運用に努めている。	契約に係る規程類については、既に適正な内容に整備されており、また運用にあたっては入札及び契約事項審査会による審査を行う等、適切であると評価できる。
⑤ 契約事務手続に係る執行体制・審査体制について、整備・執行等は適切か。 ア 契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証 イ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制	⑤契約における一連の事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当までの処理を適正に行っており、そのプロセスについて監事、会計監査人による監査において定期的にチェックを受けている。 監事監査、会計監査人による監査、契約監視委員会による点検において、契約事務についての特段の指摘はなく、その旨理事長に対して報告がなされている。	契約事務手続については、所定の規程類に基づき適正に執行・審査が行われており、審査機関における監査結果についても理事長に対して報告がなされており、適切であると評価できる。
○内部統制 ① 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。	①当機構では、既に役員と管理職による業務調整会議、内部通報制度の導入、イントラネットへの規程類及び年度計画等の掲載等を通じて、役職員から理事長への重要情報等の報告を行うとともに、理事長から役職員に必要な指示が行われている。	役員と管理職による業務調整会議等を通じて、理事長への重要情報等の報告及び理事長からのミッション等の周知に係る体制が図られていると評価できる。
② 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しを行い、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。	②既にリスクマネジメントのためのリスクの洗い出し等を行っており、平成22年度においては洗い出したリスクについて各部署において評価を行うとともに、その評価結果の共有を図った。	洗い出したリスクの評価及び評価結果の共有を図るなど、当面取り組むべきことに関しては、適切に取り組んでいると認められる。

項 目	実 績	評 価
③ 法人の長のマネジメント ア リーダーシップを発揮できる環境整備 イ 法人のミッションの役職員への周知徹底 ウ 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等 エ 内部統制の現状把握・課題対応計画の作成	③ア、イについては①、ウ、エについては②のとおり。	① ②のとおり。
④ 監事監査 ア 法人の長のマネジメントに留意した監事監査 イ 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告	④監事による業務監査において法令、内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点から監査が行われ、理事長等と監事との間で定期的に意見交換等を実施している。	法人の長のマネジメントに留意した監事監査及び法人の長への報告が適切に行われていると評価できる。
⑤ 内部統制の充実・強化に向けた法人における積極的な取組	⑤内部統制に対する職員の意識向上を図ることを目的として、平成23年1月に公認会計士を講師に招き、リスクマネジメントを主とした内部統制研修を実施した。	内部統制に対する職員の意識向上を目的とした研修を実施したことは、内部統制の充実・強化に向けた積極的な取組と評価できる。

項 目	実 績	評 価
<p>○関連法人</p> <p>① 委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p>	<p>① 該当なし</p>	
<p>② 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で の出資を継続する必要性</p>	<p>② 該当なし</p>	
<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ</p> <p>① 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ</p>	<p>① 機構の業務については、ホームページに掲載し、国民の理解を得られるようわかりやすく表現できるよう工夫を行っている。</p> <p>また、空港周辺環境対策事業の啓発活動として、校外学習の受け入れや地元小学校の空港見学の際に講義を実施するなど周辺地域との共生を支援している。</p> <p>これら広報・啓発活動の中で行っている意見・提案募集や日常業務を通じて常に業務の改善に努めている。</p>	<p>積極的な国民のニーズの把握に努め、業務の改善を検討、実施しており、適切にアプローチしていると認められる。</p>
<p>② 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組）を促すアプローチ</p>	<p>② 関係自治体との連絡協議会を開催し、空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進について意思疎通を図るとともに、内部統制、法務、航空行政、環境対策担当者、企業会計等の事務事業に直結した研修に積極的に参加させるなど、空港周辺環境対策及び機構の事務・事業を担う役職員としてのモチベーションの向上に努めている。</p>	<p>機構の事務・事業を実施するため、地域との共生や専門的知識の習得等へ積極的な姿勢で取り組んでいると認められる。</p>

